

町家相続 相談乗ります

専門家の団体、無料事業

京町家を次世代に引き継ぎ、伝統的な京の景観を保全しようと、司法書士や弁護士らでつくる市民団体「京町家承継促進研究会」(京都市北区)が、町家の

相続に関する無料相談事業をこのほど始めた。町家減少は権利の分散や家業の衰退など相続事情が原因とみて、所有者に法律上の対策などを提案する。

市の2008年と09年の調査では、京町家は年2%ずつ減少。空き家も10年前

京の景観保全 後押し

より4割増え、全体の10・5%を占めた。建物保全上の問題点として、所有者の40%が「相続税の負担」を、30%が「相続時の財産分与」を挙げた。

同研究会は10年1月に税理士や建築士、研究者ら8人で結成した。定例会を月1回程度開いて、都市部の

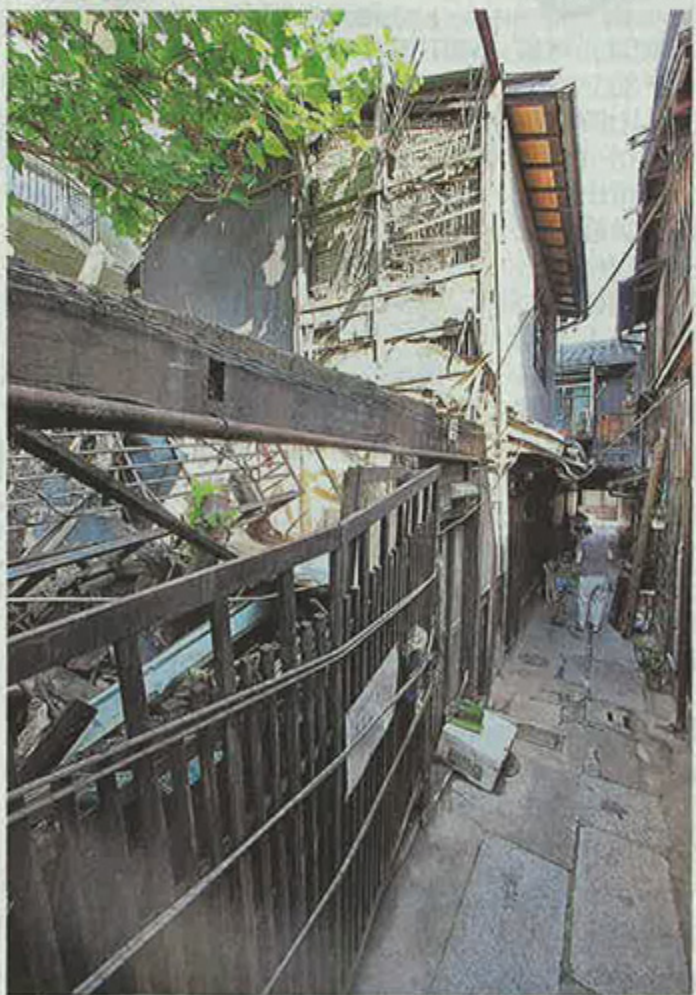
大型京町家7軒の実態を調査し、承継問題の視点から町家保全の道を探ってきた。

この結果、職住一体である京町家の家業が衰退したり、遺産分割協議が成立せず、売却処分したりマンションに建て替える例が多いためと結論付けた。相続する

人がいなくなったり、相続で権利が複雑に分散して管理ができなくなることも、取り壊しや危険家屋化の一因と分析。専門家の立場から相談に当たることにした。相談では、遺言書作成や成年後見、税務対策など京町家の相続に関する内容を

受け付け、研究会のメンバーが得意な分野を生かして助言する。研究会の石田光廣代表(司法書士)は「町家所有者に配布を始めた承継問題調査書も回答率が高く、所有者の悩みが感じられる。相続人を決めるまで第三者機関へ信託するなどの提案もし、町家の保全に尽くしたい」としている。まちづくり司法書士事務所0075(494)1280。

(立川真悟)



京都市内では空き家が急増、中には崩れる家もあり、安全、景観上の問題となっている(京都市東山区)